

第 4 次行政改革大綱策定方針

～「市民」との協働による地域の活性化と行政の質的転換を目指して～

第 3 次行政改革の総括

第 3 次行政改革においては、政策形成能力の向上及び能率的な組織運営を行うとともに、厳しい財政状況を立て直すため、4 つの基本項目と 12 の実施項目推進方針に基づく 86 の実施事項、98 の対象事業を掲げ、平成 10 年度から平成 13 年度までの足掛け 4 年間に渡り、79 の対象事業について改革を実現した。

改革の実現できなかった 19 の項目については、何が原因であったのか調査検討するとともに、第 4 次行革において引き続き改革の実現を目指し、改革の実現できた 79 の項目についても、さらなる改革が可能か否かについて検討する必要がある。

第 4 次行政改革へ向けて

平成 14 年度は、第 3 次行政改革の総括を受け、実施期間を平成 15 年度から平成 17 年度までとする第 4 次行政改革大綱を策定する。厳しい経済状況、国・地方を通じた財政危機、地方分権化の促進など社会経済の構造が大きく変化していく中、従来の行政運営に変革を求められていることをより認識し、新しい自治体経営手法の導入など行政改革への取り組みを強める必要がある。

第 4 次行政改革大綱の視点

市政を取り巻く状況は依然厳しいままであり、政策決定プロセス・事業効果を検証した上で、新しい自治体経営手法の導入など行政運営の質的な転換を図り、さらなる機構改革・定数削減・歳出削減を行うことが必要である。しかし、単に小さい政府を目指すのではなく行政の活動領域を市民及び民間企業に開放するなど、住民、企業、組織など幅広い「市民」との協働により地域が活性化することを目指して、第 4 次行政改革大綱を策定していく。

行政の役割を明確にし、行政が直営で行ってきた事業については、直営の必要性を精査し、今後の取り組み体制を示す。新たに着手する事業についても、同様の視点から、積極的にマーケットとして開放し、「市民」との協働による事業展開を目指す。

第 4 次行政改革大綱の策定体制

第 4 次行政改革大綱は、行政内外からの視点で協議しつつ策定していく。行政外部の体制としては、市民のほか学識経験者による懇談会を設置し、外部の視点によるチェックを行う。

行政内部の策定体制としては、市長を本部長とした行政改革推進本部を設置し、公募に応じた職員 46 人により、「組織・定数・給与」、「財政」及び「事務事業見直し」の 3 分科会を中心に大綱案の策定作業を行う。併せて、職員からの提案を募集し、ボトムアップにより、職員自らによる改革に取り組む。

今後の展開

第 4 次行政改革大綱の方針を踏まえ、行政内部（各部課）のヒアリングを実施する。職員提案及びヒアリングに基づき課題の抽出を行い、懇談会での議論を経て大綱を決定する。

大綱に基づいて実行計画（年次計画）を年度内に策定し、平成 15 年度から具体的な取り組みを始めるとともに、計画の進捗状況を毎年度チェックし、公表していく。